

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月24日

【会社名】 株式会社浅沼組

【英訳名】 ASANUMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅 沼 誠

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル

【電話番号】 06-6585-5500(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員社長室次長兼経理部長兼  
コーポレート・コミュニケーション部長 八 木 良 道

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦二丁目15番6号オアーゼ芝浦MJビル

【電話番号】 03-5232-5888(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員社長室次長兼海外事業部長 新 浪 勉

【縦覧に供する場所】 株式会社浅沼組東京本店  
(東京都港区芝浦二丁目15番6号オアーゼ芝浦MJビル)

株式会社浅沼組名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅南三丁目3番44号)

株式会社浅沼組神戸支店  
(神戸市中央区八幡通三丁目1番14号)

株式会社浅沼組さいたま支店  
(さいたま市南区沼影一丁目10番1号)

株式会社浅沼組横浜支店  
(横浜市中区尾上町三丁目39番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月22日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### ア 配当財産の種類

金銭

##### イ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株について363円

総額 2,929,546,488円

##### ウ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書の改正規定が、令和3年政令第334号により、2022年9月1日に施行されるので、株主総会資料の電子提供措置の実施に備えるため、株主総会資料である株主総会参考書類等の情報について電子提供措置をとる旨及び電子提供措置に際して書面交付請求を行った株主に交付する書面の記載事項の一部を省略することができる旨の規定（変更案第16条）を新設する。

また、株主総会参考書類等のインターネット開示に係る現行定款第16条は、株主総会資料の電子提供措置の実施により不要となるため、削除する。

なお、上記の変更に係る経過措置として附則を設け、現行定款の一部について表記を見直す。

#### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、浅沼誠、山腰守夫、植芝幸擴、森山起宏、豊田彰啓、藤沢正宏、福田昌史、船本美和子及び森川卓也を選任する。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、大工舎宏を選任する。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、竹林竜太郎を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	58,755	1,077	1	(注) 1	可決 97.7
第2号議案	59,753	75	5	(注) 2	可決 99.3
第3号議案					
浅沼 誠	54,474	5,353	6	(注) 3	可決 90.5
山腰 守夫	53,395	6,432	6		可決 88.7
植芝 幸擴	54,409	5,418	6		可決 90.4
森山 起宏	54,411	5,416	6		可決 90.4
豊田 彰啓	54,458	5,369	6		可決 90.5
藤沢 正宏	54,459	5,368	6		可決 90.5
福田 昌史	53,302	6,525	6		可決 88.6
船本美和子	54,448	5,379	6		可決 90.5
森川 卓也	54,439	5,388	6		可決 90.5
第4号議案					
大工舎 宏	59,730	99	3	(注) 3	可決 99.3
第5号議案					
竹林 竜太郎	54,450	95	5,287	(注) 3	可決 90.5

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。